

第4章 重点施策・計画の推進

第1節 重点施策

「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の実現にあたっては、化石燃料由来のエネルギー消費を極力抑制し、二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーに置き換えていかなければなりません。

そのため、より一層のエネルギー消費の抑制に向けて、エネルギー効率が良く、二酸化炭素を排出しにくい建築物や設備・機器の普及・拡大を加速させていく必要があります。

また、本市の地勢的条件をふまえ、太陽光を主力とする再生可能エネルギーの創出を拡大し、エネルギーの地産地消に向けた基盤を確立していくことも必要です。

以上の観点から、「化石燃料由来のエネルギー消費の抑制」、「再生可能エネルギーの利用拡大」を加速するために重要であると考えられる施策・事業を重点施策として位置づけ、優先的な推進を図ります。

重点施策の選定にあたっては、以下の点を考慮しました。

- ・エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の削減効果が高い施策
- ・エネルギーの地産地消に向けた基盤を構築する施策
- ・脱炭素型のライフスタイル、ビジネススタイルを促進する施策

重点施策 1

省エネルギー設備・機器や再生可能エネルギー設備の導入拡大

施策展開の方向性

ゼロカーボンシティ実現への第一歩として、家庭や事業所、公共施設等における省エネルギー設備・機器や再生可能エネルギー設備の導入を推進します。

設備導入による省エネ効果を広く市民や事業者に周知しつつ、再生可能エネルギー設備や蓄電池の導入拡大に向けた各種支援を展開し、エネルギーの地産地消を実現するための基盤の形成を図ります。

実施施策の内容

● 省エネルギー設備・機器や再生可能エネルギー設備などの導入推進

家庭や事業所における再生可能エネルギー設備などの導入に対して、地球温暖化対策活動支援金等により支援を実施します。

また、公共施設等における省エネルギー設備・機器や再生可能エネルギー設備の導入を推進します。

● 再生可能エネルギーの利用促進

共同購入事業の利用など、市民や事業者に対し、再生可能エネルギー由来電力への契約見直しを呼びかけます。

重点指標

重点指標	目標値 2030（令和12） 年度	現状値 2021（令和3） 年度
① 住宅用太陽光発電設備（10kW未満）導入容量（累計）	120,000 kW	35,858 kW
② 住宅用蓄電池導入件数（市補助分累計）	2,900 件	927 件
③ 公共施設のLED導入率	100%	—

重点施策 2

移動手段の脱炭素化の促進

施策展開の方向性

運輸部門の脱炭素化に向けて、自転車や徒步による温室効果ガスを排出しない行動への移行に加え、次世代自動車の普及拡大を図ります。

また、充電設備や水素ステーションなど次世代自動車普及のための基盤整備を促進します。

実施施策の内容

● 次世代自動車の情報提供の実施

次世代自動車の普及拡大に向けて、省エネ効果や導入支援策などについての情報提供を行います。

● 次世代自動車の導入促進

国や県と連携しながら次世代自動車の導入補助を実施します。

また、公用車においても次世代自動車の導入を推進します。

● 次世代自動車普及のための基盤整備を促進

充電設備や水素ステーションなど次世代自動車普及のための基盤整備を促進します。

重点指標

重点指標	目標値 2030（令和12） 年度	現状値 2021（令和3） 年度
① 次世代自動車導入補助件数（市補助分累計）	600 件	73 件 (令和4年度推計値)
② 公用車における次世代自動車割合	30.0%	13.6%

重点施策 3

建築物の省エネルギー化の促進

施策展開の方向性

改正された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」に基づく建築物の省エネ基準への適合義務などをふまえ、新築される住宅やビルのZEH化、ZEB化など、より高い省エネ性能への誘導を図るほか、既存住宅の省エネ性能の底上げを図ります。

実施施策の内容

● 建築物の省エネ性能の向上の促進

ZEHやZEB、既存住宅の断熱改修など、建築物の省エネルギー化によるメリットについて情報提供を行い、より省エネ性能に優れた建築物の普及拡大を図ります。

● 省エネ性能に優れた公共施設の拡大

公共施設の新築・改築・改修にあたっては、「建築物省エネ法」に基づく建築物の省エネ基準をふまえつつ、省エネ性能に優れた建築物を順次、拡大していきます。

第2節 施策指標

基本方針の達成度合いをはかる指標として、重点施策の指標のほか、以下の施策指標を掲げます。毎年度の計画の進捗状況の点検において、基本方針の達成度を客観的に把握し、取り組みの点検・見直しにつなげます。

指標	目標値 2030（令和12） 年度	現状値 2021（令和3） 年度
家庭1世帯当たりエネルギー消費量	13.86 GJ/世帯・年	25.01 GJ/世帯・年 (令和元年度)
事業系床面積当たりエネルギー消費量	1.31 TJ/千m ² ・年	2.08 TJ/千m ² ・年 (令和元年度)
エコライフDAY参加者数	100,000人/年	83,220人/年 (令和4年度)
埼玉県エコアップ認証事業所数（累計）	12事業所	7事業所
市民1人1日当たりのごみ排出量	760g/人・日 (令和11年度)	816g/人・日
公園緑地総面積	現状を維持	205.5ha
環境イベントの参加者数	30,000人/年	25,081人/年 (過去10年平均)
環境講座講師派遣回数	72回/年	60回/年 (目標値)

第3節 計画の推進体制

1 区域施策編の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内各課の横断的連携と市民、事業者との協働による推進が不可欠です。

そのため、川口市環境審議会をはじめ、市民・事業者・市が協働して計画の推進に努めます。

川口市環境審議会

環境基本法に基づいて設置された組織で、市長の附属機関として位置づけられています。市長の諮問に応じ、環境保全に関する事項を調査審議し、答申や助言を行うとともに、本計画の進捗状況の点検を行います。

川口市環境推進調整委員会

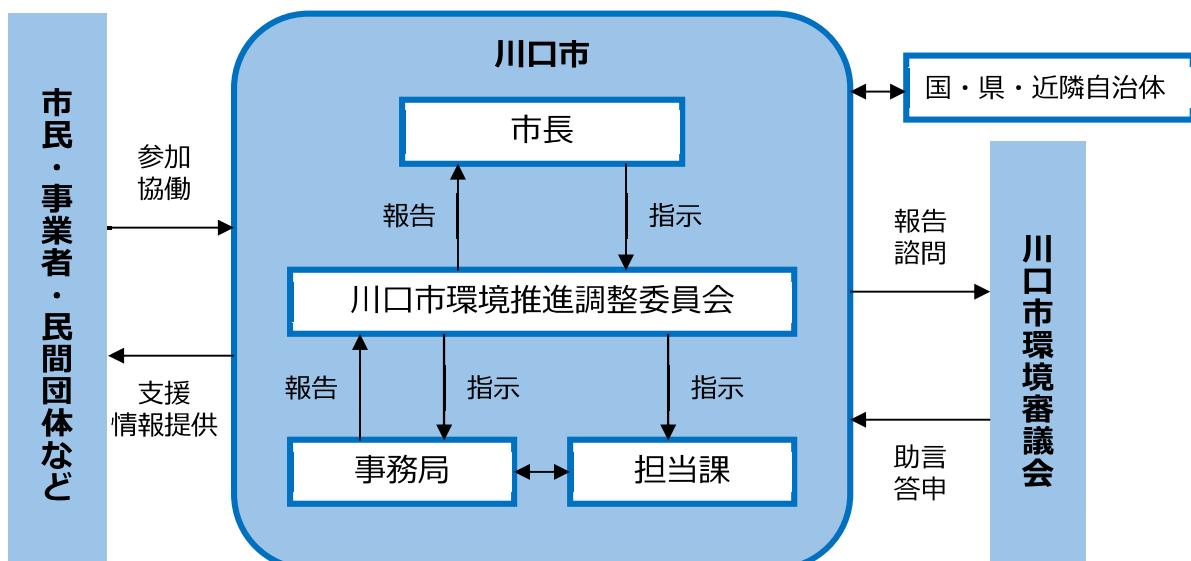
環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために設置した本市の庁内組織です。

本計画に掲げる目標の達成や施策の実施について、関係部局間での施策の調整や連携を行うことにより、計画の実効性を確保します。

広域的な連携

広域的に取り組むことが必要な事項について国、県及び近隣の地方自治体との連携を図ります。

■ 区域施策編の推進体制



2 事務事業編の推進体制

川口市環境推進調整委員会や同幹事会において、計画の実施状況の点検や関係部局間での施策の調整や連携を行うことにより、計画を推進していきます。

川口市環境推進調整委員会

環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために設置した本市の府内組織です。

本計画に掲げる目標の達成や施策の実施について、関係部局間での施策の調整や連携を行うことにより、計画の実効性を確保します。

川口市環境推進調整委員会幹事会

環境に関する施策の策定及び実施並びに進行管理に関する検討のために設置した本市の府内組織です。

本計画に掲げる目標の達成や施策の実施について、部局内での施策の調整や連携を行うことにより、計画の実効性を確保します。

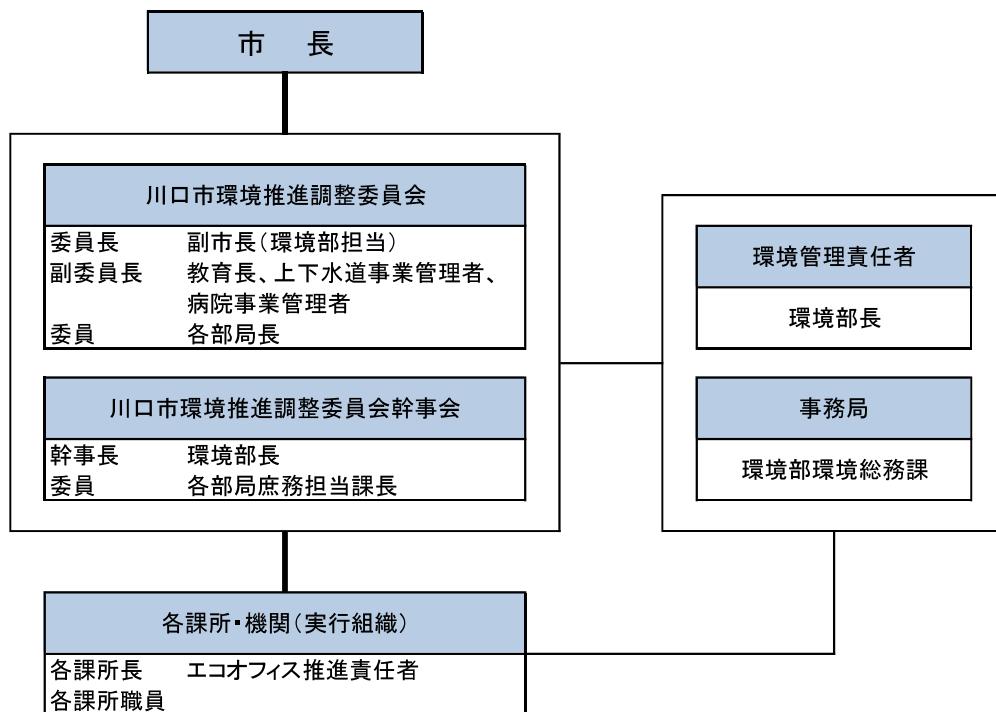
環境管理責任者

本計画における取り組みの統括、温室効果ガス排出量の取りまとめを行い、その結果を川口市環境推進調整委員会に報告します。

エコオフィス推進責任者

各課所・機関において、本計画を推進する責任者です。

■事務事業編の推進体制



第4節 計画の進行管理

計画の着実な推進を図り、市民・事業者・市の協働による進行管理を行うため、計画の策定(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Action)を繰り返す PDCA サイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。

■PDCA サイクルによる計画の進行管理

